

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震：ハザードマップ)

当町は近い将来、南海トラフ地震が起きることが懸念されている。また、三重県内にはいくつもの活断層があり、海溝型地震だけでなく内陸直下型地震にも警戒が必要である。当町のハザードマップによる地震想定は以下の図のとおり。

	海溝型地震	内陸直下型地震
説明	海洋プレートが大陸プレートに沈み込んでいるため、定期的に大陸プレートが跳ね上がって起こる地震 ※大津波が襲ってくる危険性がある。	活断層がずれて起こる地震 ※活断層の存在が知られていないところでも地震が起こることがある。
揺れ	横揺れ	縦揺れ
揺れの長さ	長い	短い
明和町で震度5以上の揺れが予想される地震	南海トラフ地震【震度6弱～震度7】	養老-桑名-四日市断層帯【震度5弱】 伊勢湾断層帯【震度6弱】など

地震が発生する間隔の短いマグニチュード8～9クラスの海溝型地震が30年以内に発生する確率は、南海トラフ地震で70%～80%と想定されている。

(津波：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、津波浸水想定(南海トラフ地震発生時)として伊勢湾から南山間部へむけての津波被害が想定されている。当会が立地する上御糸地域は0～1mの浸水想定であるものの、伊勢湾に直接面している大淀地域と下御糸地域では最大で5mを超える浸水が想定されており、当町の伝統産業であるひじき加工業(製造業)は全て大淀地域に立地している。

(河川氾濫：ハザードマップ)

当町は、西から櫛田川の分流である祓川、中央部を笹笛川、南北に伊勢市との境を大堀川が貫流し、伊勢湾に流れている。当町のハザードマップでは、それぞれの河川が豪雨で氾濫した場合、櫛田川で下御糸地域に最大5m以上、笹笛川で下御糸地域に最大3～5m以上、大堀川で大淀地域に最大1～3mの浸水被害が想定されている。

(その他)

過去の年間平均降水量は約1,800mm前後で、最も降雨が多いのは9月である。年間積雪量はそれほど多くない。風は年間を通して西より、平均風速は2.3/s前後で一般に温かな気候である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 609事業所(商工会運営資料)
- ・小規模事業者数 508事業所(商工会運営資料)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	146	140	災害危険領域に営業所・資材置場を有する事業所がある
製造業	91	68	災害危険領域に大淀工業団地、見中工業団地がある
卸・小売業	138	104	災害危険領域に集中している訳ではなく町内に分散している
飲食・宿泊業	63	52	災害危険領域に集中している訳ではなく町内に分散している
その他サービス業	171	144	災害危険領域に集中している訳ではなく町内に分散している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップの作成

2) 当商工会の取組

- ・事業者 BCP に関する国施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーへの参加促進
- ・事業者 BCP 策定の個別指導

II. 課題

- ・地域防災計画で定めた災害予防計画が十分に浸透しておらず自助意識の啓蒙が必要。
- ・地域防災計画のなかでは、緊急時の際、地域経済を支える商工業者との連携関係が明確に記されておらず、綿密な連携体制の構築が必要。
- ・平時、緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・災害の事前対策を的確に講じることのできる当会経営指導員等職員が不在。

III. 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を講じる。
- ・当会と当町の間に発災時における連携体制を構築する。
- ・事前対策の推進と指導を行える当会経営指導員等の育成を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当町が策定した防災計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、被災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において本計画を公表するほか、国施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、個別指導や行政の施策の紹介、必要に応じて小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は令和元年に事業継続計画を策定(別添)。

3) 関係団体等との連携

- ・当会と連携関係にあるみえ共済に、災害共済担当者の派遣を依頼し、会員事業者は勿論のこと会員事業者以外も対象とした個別訪問相談を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・明和町事業継続力強化支援協議会(構成:明和町・明和町商工会)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5以上の地震)が発生したと仮定し、当町との連絡ルート確認等を行う。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
- ・ 当会と当町の被害情報等の共有間隔は、被害状況に応じて共有間隔をその都度決定する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

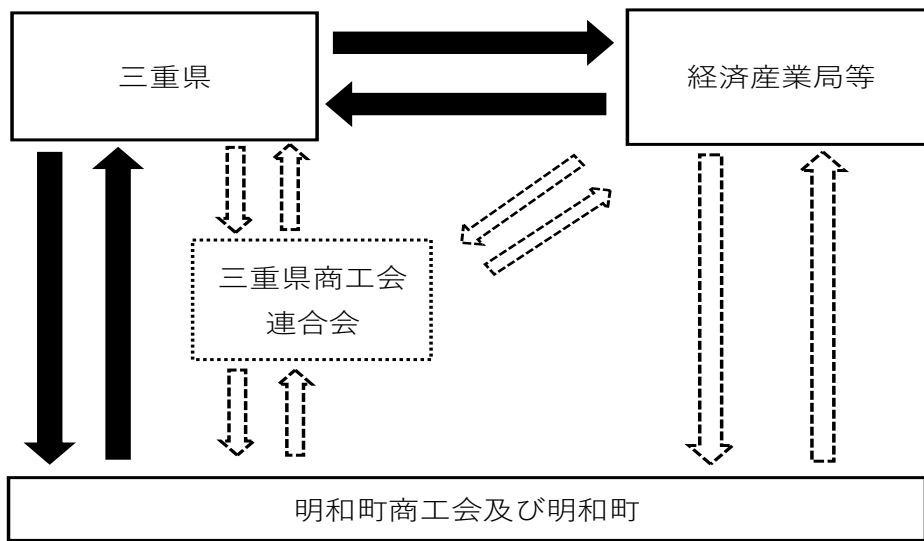
被害の程度	状況の例
(1) 大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ <u>10%程度の事業所</u>で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、 <u>比較的軽微な被害</u>が発生している。・ <u>1%程度の事業所</u>で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、<u>大きな被害</u>が発生している。・ 被災が見込まれる地域において<u>連絡が取れない</u>、もしくは、<u>交通網が遮断</u>されており、<u>確認ができない</u>。
(2) 被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ <u>1%程度の事業所</u>で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。・ <u>0.1%程度の事業所</u>で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、<u>大きな被害</u>が発生している。
(3) ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大きな被害が生じているものとする。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告（メールまたはFAX）する。
- ・ 県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途支持があった場合は、その指示による）
- ・ 初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は〔様式第3〕を参照）

(連絡体制)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当町が相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、明和町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国、三重県、明和町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、明和町、全国団体等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

様式第3

年 月 日() 12時00分現在

【 災 害 名 】にかかると被害状況報告（初動24時間）

報告団体名 _____

記入者所属 _____

記入者氏名 _____

連絡先(TEL) _____

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
<input type="checkbox"/>	(1)大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。・被災が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
<input type="checkbox"/>	(2)被害がある	<ul style="list-style-type: none">・1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
<input type="checkbox"/>	(3)ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）

(例) ●×鉄工所 (○○地区)：床下浸水、レストラン□○ (○△地域)：強風で看板が落下
スーパー▽▲ (□△町)：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

報告先 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 E-mail: shinsan@pref.mie.lg.jp

(問い合わせ)TEL: 059-224-2534 / FAX: 059-224-2078

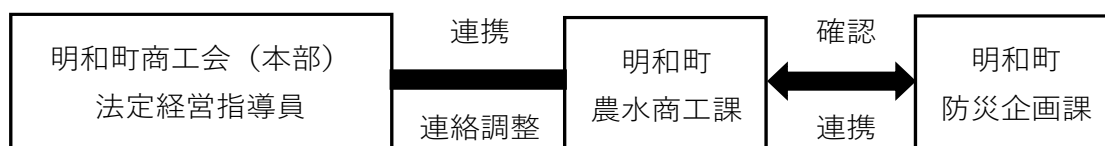
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2020年 1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

事務局長 (法定経営指導員) 達井 佳樹 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

明和町商工会

郵便番号 515-0332

住所 三重県多気郡明和町馬之上 945

電話番号 0596-52-5235 / FAX0596-52-3639

メールアドレス meiwa-s@ma.mctv.ne.jp

②関係市町村

明和町役場

農水商工課 農林商工係

郵便番号 515-0332

住所 三重県多気郡明和町馬之上 945

電話番号 0596-52-7118 / FAX 0596-52-7136

メールアドレス nousui@town.mie-meewa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ 作成配布費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、明和町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等